

# 八王子市戦争被害者等団体補助金交付要綱

平成15年(2003年)4月1日 制定

改正 平成31年(2019年)年4月1日

令和4年(2022年)年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、戦争被害者等団体が実施する事業等に対し、補助金を交付することにより、戦争被害者の福利厚生と本市の5大宣言の一つである、「世界連邦平和都市宣言」についての啓蒙活動の一端を担うことを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「戦争被害者等団体」とは、市内の住民により、自主的かつ民主的に組織され、運営されている団体で、次の各号に該当する会員で構成された団体であり、実績等勘案し市長が特に認めた団体とする。

- (1) 戦争犠牲者の遺族であり、そのために恩給法による公務扶助料及び戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けている者等で構成された団体。
- (2) 先の大戦において原子爆弾の被害を受け、原子爆弾被爆者手帳の交付を受けた者で構成された団体。
- (3) 先の大戦において障害及び傷病を受け、国の戦傷病者証の交付を受けた者等で構成された団体。

## (補助金交付の対象)

第3条 補助金の対象となる事業は、戦争被害者等団体が組織的に実施する各種事務事業のうち、次の各号に該当するものについて会計年度ごとに交付する。

- (1) 管理運営に関する経費
- (2) 広報等に要する経費
- (3) 各種事業実施に要する経費のうち市が必要と認めた経費
- (4) 私有地設置の忠魂碑等維持管理に要する経費
- (5) その他市長が必要と認めた経費

## (交付する額)

第4条 補助金の交付額は、当該年度の予算の範囲内において市長が認めた額とし、算定方法は別表のとおりとする。

- 2 対象事業にかかる経費のうち、会費、寄附金及びその他の収入を控除した額の範囲内とし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助を受けようとする戦争被害者等団体は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算書
- (2) 活動実施計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 会員名簿
- (5) 会則(前年度会則の変更がなかった場合は除く。)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を審査し補助を決定したときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)を交付するものとする。

(交付の時期)

第7条 第5条に規定する収支計画書に基づき市長が決定する。

(事業内容の変更)

第8条 第6条の規定により、補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)が、交付決定後に次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助事業等の変更・中止・廃止申請書(第3号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第9条 補助団体は、補助対象事業が完了したとき、又はこの補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、1か月以内に額を決定し、実績報告書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、報告期限を1か月に限って延期することができる。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他

(補助金の額の決定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

- 2 前項の審査により、その報告にかかる補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定

し、補助金額確定通知書(第5号様式)により補助団体に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第 11 条 市長は、補助金の交付決定をした後、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この事業を中止し、廃止し、又は内容を変更したとき。
- (4) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、又は市長の指示その他法令に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、市長が特に必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合又は第 10 条の規定により補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第 13 条 補助団体は、補助金と補助対象事業にかかる書類を常備し、市長が必要があると認めるときは、指示又はその内容を報告しなければならない。

- 2 補助団体は、補助金と補助対象事業にかかる帳簿及び書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の見直し)

第 14 条 この補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年(2003 年)4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年(2004 年)4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年(2022 年)4 月 1 日から適用する。

別表

| 補助対象事業費の内訳                   | 補助率   |
|------------------------------|-------|
| (1)管理運営に関する経費                | 1/3   |
| (2)広報等に要する経費                 | 1/3   |
| (3)各種事業実施に要する経費のうち市が必要と認めた経費 | 1/3   |
| (4)私有地設置の忠魂碑等維持管理に要する経費      | 10/10 |
| (5)その他市長が必要と認めた経費            | 1/3   |

別表に掲げる各号については予算の範囲内で金額を定め交付するものとする。